

岐阜県における民間企業の障害者の実雇用率は1.57%に改善
する一方、地方公共団体は前年を下回る
(平成18年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

障害者の雇用の促進等に関する法律は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から毎年6月1日現在における障害者の雇用状況について報告を求めています。

厚生労働省では、今般、平成18年6月1日現在における同報告を集計し、その結果を取りまとめました。

岐阜県における身体障害者、知的障害者、精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況は下記のとおりです。

記

1 岐阜県の民間企業（56人以上規模の企業）における障害者の雇用状況

(1) 実雇用率等

- 雇用されている障害者の数（注）は、3,145人で、前年の2,966人に比べ6.0%（179人）の増加となった。
- 実雇用率では、前年の1.51%に比べて0.06%上昇し、1.57%となり改善が進んだ。（全国平均実雇用率は1.52%、順位は24位）
- 法定雇用率達成企業の割合が、52.4%で前年の48.8%に比べ3.6%上昇し、平成13年（50.0%）以来5年ぶりに50%を上回った。
- 安定所別では、恵那所管内が2.46%、関所管内が1.80%となり、管内企業の平均値で法定雇用率の1.80%以上となった。達成企業の割合を見てても恵那所管内が80.8%（前年69.2%）、関所管内が67.7%（前年56.1%）と大きく改善が進んだ。

| 項目 | 17年 | 18年 | 対比 | 全国(18年) |
|----------|----------|---------|-------|------------|
| 対象企業数 | 1,058社 | 1,085 | 27 | 67,168 |
| 算定基礎労働者数 | 196,375人 | 200,863 | 4,488 | 18,652,344 |
| 障害者数 | 2,966人 | 3,145 | 179 | 283,750.5 |
| 実雇用率 | 1.51% | 1.57 | 0.06 | 1.52 |
| 達成企業の割合 | 48.8% | 52.4 | 3.6 | 43.4 |

※ 18年の障害者数の内訳

| | |
|----|-------|
| 身体 | 2,489 |
| 知的 | 634 |
| 精神 | 22 |
| 合計 | 3,145 |

- (注)・雇用されている障害者の数については、重度障害者（短時間労働者以外の身体障害者及び知的障害者）を、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行なっている。
 ・精神障害者については18年4月から算入できることとなり、短時間労働者の精神障害者は0.5人としてカウントを行うこととなった。

(2) 企業の規模別の状況

規模別では、小規模（56人～99人）と大規模（1,000人以上）が前年度並みであったが、中堅の300人～499人及び500人～999人の規模で改善が進んだ。

| 項目 | 17年 | 18年 | 対比 | 18年の達成割合 | 全国(18年) |
|-----------|-------|------|------|-------------|---------|
| 56人～99人 | 1.52% | 1.52 | 0 | 54.2% (264) | 1.46 |
| 100人～299人 | 1.40% | 1.46 | 0.06 | 52.8% (247) | 1.27 |
| 300人～499人 | 1.53% | 1.69 | 0.16 | 48.4% (31) | 1.48 |
| 500人～999人 | 1.51% | 1.60 | 0.09 | 42.6% (20) | 1.53 |
| 1,000人以上 | 1.68% | 1.70 | 0.02 | 31.6% (6) | 1.69 |

※「18年の達成割合」欄の（ ）は企業数、「全国(18年)」は実雇用率

(3) 企業の産業別の状況

産業別では、雇用の中心である製造業で前年並みであった一方、従来から雇用率が低かった卸売・小売業、医療・福祉、サービス業で改善が進んだ。

製造業、運輸業、飲食店・宿泊業で達成企業の割合が高い。

| 項目 | 17年 | 18年 | 対比 | 18年の達成割合 | 全国(18年) |
|------------|-------|------|-------|-------------|---------|
| 建設業 | 1.50% | 1.16 | △0.34 | 47.8% (11) | 1.43 |
| 製造業 | 1.62% | 1.63 | 0.01 | 59.3% (297) | 1.70 |
| 情報通信業 | 0.99% | 0.94 | △0.05 | 8.3% (1) | 1.18 |
| 運輸業 | 1.88% | 1.89 | 0.01 | 64.2% (34) | 1.69 |
| 卸売・小売業 | 1.31% | 1.40 | 0.09 | 42.4% (70) | 1.25 |
| 金融・保険・不動産業 | 1.51% | 1.57 | 0.06 | 30.0% (6) | 1.45 |
| 飲食店・宿泊業 | 1.44% | 1.39 | △0.05 | 65.0% (13) | 1.40 |
| 医療・福祉 | 1.50% | 1.71 | 0.21 | 52.8% (67) | 1.84 |
| サービス業 | 1.28% | 1.41 | 0.13 | 42.3% (55) | 1.43 |

※ 主な産業別の状況

「18年の達成割合」欄の（ ）は企業数、「全国(18年)」は実雇用率

(4) 法定雇用率達成企業の状況

障害者の雇用率達成企業は、1,085社中568社で、前年の516社よ

り52社増加し、達成企業の割合は52.4%となり、平成13年以来5年ぶりに50%を上回った。

また、未達成企業517社のうち、雇用不足数が1人である企業（1人不足企業）は、329社と未達成企業の63.6%を占めている。

（5）障害者雇用率が上昇した主な要因

- ① ハローワークの紹介による障害者の就職件数が増加し、雇用率の対象となる56人以上規模の企業への就職件数が大きく増加（20%増）した。

| 項目 | 平成16年度計 | 平成17年度計 | 対比 |
|---------|-----------|-----------|---------------|
| 就職件数 | 663件(325) | 729件(390) | 10.0%(20.0%) |
| うち種別 身体 | 453件(227) | 448件(246) | △1.1%(8.4%) |
| 知的 | 173件(83) | 219件(113) | 26.6%(36.1%) |
| 精神 | 36件(14) | 61件(30) | 69.4%(114.3%) |

() 内は56人以上規模の企業への就職件数

- ② ハローワークにおいて1人不足企業を重点として雇用率達成指導を実施した結果、その解消が図られた。

【1人不足】

平成17年報告 353社 → 平成18年報告 329社

- ③ 雇用率達成指導の強化（雇入れ計画作成命令の発出基準の見直し）

中小規模の0人雇用で不足3~4人の企業及び実雇用率が1.2%以上であっても不足10人以上の企業を新たに雇入れ計画作成命令の発出対象として、基準に該当する企業に対して指導を強化した結果、雇入れが大きく伸びた。

【3~4人不足】

平成17年報告 37社 → 平成18年報告 23社

【10人以上不足】

平成17年報告 5社 → 平成18年報告 4社

- ④ 大企業を中心に「CSR」に対する意識の高まりにより、障害者雇用率達成に向けて雇用意欲が増大した。

2 岐阜県の地方公共団体の障害者雇用状況

（1）概要

- 岐阜県及び市町村の各機関（法定雇用率2.1%）の実雇用率は、1.85%で昨年の1.87%に比べ0.02%下回った。
- 岐阜県教育委員会及び市教育委員会の各機関（県及び指定教育委員会は2.0%）の実雇用率は、1.46%で昨年の1.53%に比べ0.07%下回った。

【岐阜県及び市町村】

| 項目 | 17年 | 18年 | 対比 |
|----------|--------|--------|-------|
| 対象機関数 | 48 | 44 | △4 |
| 算定基礎の職員数 | 23,341 | 23,207 | △134 |
| 障害者数 | 437 | 429 | △8 |
| 実雇用率 | 1.87 | 1.85 | △0.02 |

【岐阜県教育委員会及び市教育委員会】

| 項目 | 17年 | 18年 | 対比 |
|----------|--------|--------|-------|
| 対象機関数 | 19 | 20 | 1 |
| 算定基礎の職員数 | 14,554 | 14,565 | 11 |
| 障害者数 | 223 | 213 | △10 |
| 実雇用率 | 1.53 | 1.46 | △0.07 |

※岐阜県教育委員会及び指定教育委員会（岐阜市・関市）は法定雇用率2.0%

18年の障害者数の内訳

| | 岐阜県及び市町村 | 岐阜県教育委員会及び市教育委員会 |
|----|----------|------------------|
| 身体 | 415 | 211 |
| 知的 | 12 | 2 |
| 精神 | 2 | 0 |
| 合計 | 429 | 213 |

岐阜県、岐阜県教育委員会、岐阜県警察及び市町村機関ごとの雇用状況は別紙のとおり

（平成18年報告から個別の機関ごとの雇用状況を発表することとした。）

3 集計結果を踏まえた課題と雇用率達成に向けた岐阜労働局・ハローワークにおける取組の方針

【課題】

- ・障害者の就職を取り巻く環境は一定の改善が見られるものの、依然として厳しい状況の中、障害者自立支援法の施行による福祉施策との連携強化を図りつつ一層の雇用促進が求められている。
- ・小規模（56人～99人）と大規模（1,000人以上）で常用労働者数の伸びに対して、障害者の雇用が追いつかず実雇用率が伸びていない状況にある。
- ・県教育委員会、市町村機関の実雇用率が低下した。

以上の課題を踏まえ雇用率の達成指導を強化する必要があり、そのために以下の取組を強化する。

【取組の方針】

- (1) 福祉施策と雇用施策の一層の連携強化によるネットワークの構築により、福祉的就労から一般雇用への移行を促進。
- (2) 知的障害者の雇用促進のために、民間企業、県の機関及び市町村機関へ職場実習の受入れについて働きかけを強化し、実習後の雇用促進を図る。
- (3) 岐阜労働局及びハローワークによる民間企業に対する障害者雇用指導の強化。
重点対象：民間企業で1人不足企業、雇入れ計画作成企業
- (4) 県教育委員会への雇用率達成指導の強化
教員以外での職域の開拓指導
障害者特別枠での実際の採用が行われるよう指導
知的障害者の付属機関等での採用を指導
- (5) 市町村機関への雇用率達成指導の強化
岐阜労働局の重点指導対象
5人以上不足の6機関を重点指導対象として達成指導を実施する。

知的障害者の事務職域での職場実習の受入れと実習後の雇用を指導

「障害者就職面接会」への積極的な参加を指導

- (6) 岐阜労働局・ハローワークと岐阜県、(社)岐阜県障害者雇用促進協会、(独)岐阜障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターとの連携による障害者雇用促進施策の実施
- (7) 個々の障害者の状況に応じた求人開拓による求人の確保
- (8) 就職機会の増大を図るための「障害者就職面接会」の開催
- (9) 障害者の雇用促進に係る各種支援策（トライアル雇用制度・助成金制度、ジョブコーチ支援）の周知、活用による積極的な雇用促進策の実施。

岐阜県の平成18年6月1日現在の障害者雇用状況

別 紙

| | ①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 | ②障害者の数 | ③実雇用率 | ④不足数 | 備 考 |
|-----|-----------------------|--------|-------|------|------|
| 岐阜県 | 6,042 | 127.0 | 2.10 | 0.0 | 知事部局 |

岐阜県警察の平成18年6月1日現在の障害者雇用状況

| | ①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 | ②障害者の数 | ③実雇用率 | ④不足数 | 備 考 |
|-------|-----------------------|--------|-------|------|-----|
| 岐阜県警察 | 438 | 13.0 | 2.97 | 0.0 | |

岐阜県教育委員会の平成18年6月1日現在の障害者雇用状況

| | ①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 | ②障害者の数 | ③実雇用率 | ④不足数 | 備 考 |
|----------|-----------------------|--------|-------|------|-----|
| 岐阜県教育委員会 | 11,938 | 170.0 | 1.42 | 68.0 | |

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行なっている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが「0」となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

岐阜県内の平成18年6月1日現在の各市町村機関ごとの障害者雇用状況

| 市 | ①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 | ②障害者の数 | ③実雇用率 | ④不足数 | 備 考 |
|------------|-----------------------|--------|-------|------|-------|
| 岐阜市 | 2,302 | 54.0 | 2.35 | 0.0 | |
| 岐阜市上下水道事業部 | 219 | 5.0 | 2.28 | 0.0 | |
| 大垣市 | 1,453 | 21.0 | 1.45 | 9.0 | |
| 高山市 | 863 | 8.0 | 0.93 | 10.0 | |
| 多治見市 | 565 | 11.0 | 1.95 | 0.0 | |
| 関市 | 608 | 10.0 | 1.64 | 2.0 | (注4)① |
| 中津川市 | 965 | 16.0 | 1.66 | 4.0 | |
| 美濃市 | 252 | 4.0 | 1.59 | 1.0 | |
| 瑞浪市 | 270 | 5.0 | 1.85 | 0.0 | |
| 羽島市 | 500 | 5.0 | 1.00 | 5.0 | |
| 恵那市 | 675 | 13.0 | 1.93 | 1.0 | |
| 美濃加茂市 | 351 | 5.0 | 1.42 | 2.0 | (注4)② |
| 土岐市 | 558 | 11.0 | 1.97 | 0.0 | |
| 各務原市 | 845 | 12.0 | 1.42 | 5.0 | |
| 可児市 | 437 | 9.0 | 2.06 | 0.0 | |
| 山県市 | 273 | 3.0 | 1.10 | 2.0 | |
| 瑞穂市 | 249 | 6.0 | 2.41 | 0.0 | |
| 飛騨市 | 551 | 5.0 | 0.91 | 6.0 | |
| 本巣市 | 243 | 5.0 | 2.06 | 0.0 | |
| 郡上市 | 1,117 | 13.0 | 1.16 | 10.0 | |
| 下呂市 | 640 | 15.0 | 2.34 | 0.0 | |
| 海津市 | 470 | 10.0 | 2.13 | 0.0 | |
| 計 | 14,406 | 246.0 | 1.71 | 57.0 | |

| 町 村 | ①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 | ②障害者の数 | ③実雇用率 | ④不足数 | 備 考 |
|------|-----------------------|--------|-------|------|-----|
| 岐南町 | 144 | 3.0 | 2.08 | 0.0 | |
| 笠松町 | 180 | 5.0 | 2.78 | 0.0 | |
| 養老町 | 197 | 9.0 | 4.57 | 0.0 | |
| 垂井町 | 134 | 2.0 | 1.49 | 0.0 | |
| 関ケ原町 | 142 | 4.0 | 2.82 | 0.0 | |
| 神戸町 | 100 | 0.0 | 0.00 | 2.0 | |
| 輪之内町 | 89 | 2.0 | 2.25 | 0.0 | |
| 安八町 | 101 | 2.0 | 1.98 | 0.0 | |
| 揖斐川町 | 263 | 2.0 | 0.76 | 3.0 | |
| 大野町 | 144 | 2.0 | 1.39 | 1.0 | |
| 池田町 | 178 | 3.0 | 1.69 | 0.0 | |
| 北方町 | 116 | 0.0 | 0.00 | 2.0 | |
| 坂祝町 | 73 | 1.0 | 1.37 | 0.0 | |
| 富加町 | 66 | 2.0 | 3.03 | 0.0 | |
| 川辺町 | 91 | 3.0 | 3.30 | 0.0 | |
| 七宗町 | 89 | 1.0 | 1.12 | 0.0 | |
| 八百津町 | 152 | 5.0 | 3.29 | 0.0 | |
| 白川町 | 143 | 3.0 | 2.10 | 0.0 | |
| 東白川村 | 73 | 3.0 | 4.11 | 0.0 | |
| 御嵩町 | 215 | 3.0 | 1.40 | 1.0 | |
| 白川村 | 69 | 1.0 | 1.45 | 0.0 | |
| 計 | 2,759 | 56.0 | 2.03 | 9.0 | |

| | | | | |
|------|--------|-------|------|------|
| 市町村計 | 17,165 | 302.0 | 1.76 | 66.0 |
|------|--------|-------|------|------|

| 教育委員会 | ①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 | ②障害者の数 | ③実雇用率 | ④不足数 | 備 考 |
|-------|-----------------------|--------|-------|------|---------|
| 岐阜市 | 371 | 8.0 | 2.16 | 0.0 | 指定教育委員会 |
| 大垣市 | 242 | 1.0 | 0.41 | 4.0 | |
| 高山市 | 229 | 1.0 | 0.44 | 3.0 | |
| 多治見市 | 108 | 3.0 | 2.78 | 0.0 | |
| 関市 | 232 | 3.0 | 1.29 | 1.0 | 指定教育委員会 |
| 中津川市 | 93 | 1.0 | 1.08 | 0.0 | |
| 美濃市 | 67 | 0.0 | 0.00 | 1.0 | |
| 瑞浪市 | 62 | 2.0 | 3.23 | 0.0 | |
| 羽島市 | 51 | 3.0 | 5.88 | 0.0 | |
| 恵那市 | 92 | 0.0 | 0.00 | 1.0 | |
| 美濃加茂市 | 104 | 2.0 | 1.92 | 0.0 | |
| 土岐市 | 84 | 2.0 | 2.38 | 0.0 | |
| 各務原市 | 272 | 6.0 | 2.21 | 0.0 | |
| 可児市 | 83 | 5.0 | 6.02 | 0.0 | |
| 山県市 | 61 | 2.0 | 3.28 | 0.0 | |
| 瑞穂市 | 57 | 0.0 | 0.00 | 1.0 | (注4)③ |
| 飛騨市 | 74 | 1.0 | 1.35 | 0.0 | |
| 本巣市 | 87 | 2.0 | 2.30 | 0.0 | |
| 下呂市 | 258 | 1.0 | 0.39 | 4.0 | |
| 計 | 2,627 | 43.0 | 1.64 | 15.0 | |
| 総 計 | 19,792 | 345.0 | 1.74 | 81.0 | |

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行なっている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(①未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが「0」となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ①関市は、平成18年7月人事異動により重度障害者1人増及び平成18年11月に職員採用により障害者1人増により雇用率を達成した。

②美濃加茂市は、平成18年10月1日付けで障害者2人を採用し雇用率を達成した。

③瑞穂市は、平成18年10月4日付けで瑞穂市教育委員会と地方特例の認定を受けた。この結果、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数が310人、障害者の数が6人、実雇用率が1.94%、不足数が0人となった。

5 地方特例とは、市町村長部局とその他の機関(教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、その他の機関に勤務する職員を市町村長部局に勤務する職員とみなすものである。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | |
|---------------|--------------------------------|--------|
| ○ 民間企業 | 一般の民間企業 | 1. 8 % |
| | (56人以上規模の企業) | |
| | 特殊法人 | 2. 1 % |
| | 〔労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人〕 | |
| ○ 国、地方公共団体 | 2. 1 % | |
| | (48人以上規模の機関) | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | 2. 0 % | |
| | (50人以上規模の機関) | |

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。